

# 平成21年度 建設技術研究開発助成制度募集要領

## 【公募区分】

- 基礎・応用研究開発応募（Aタイプ公募・Bタイプ公募）
- 実用化研究開発公募
- 政策課題解決型技術開発公募

平成21年1月

国土交通省 大臣官房技術調査課



## 目 次

1.	建設技術研究開発助成制度について	1
1. 1	制度の主旨	1
1. 2	制度の概要	1
2.	公募区分毎の公募課題	5
2. 1	基礎・応用研究開発公募	5
2. 2	実用化研究開発公募	7
2. 3	政策課題解決型技術開発公募	9
	政策課題テーマ1：建設生産システムの生産性の向上に関する技術開発	9
	政策課題テーマ2：社会資本の戦略的維持管理に関する技術開発	10
3.	制度の内容	11
3. 1	申請者及び共同研究者の資格	11
3. 2	研究開発の期間	11
3. 3	重複応募の取り扱い	12
4.	補助金の範囲について	12
4. 1	直接研究費	12
4. 2	間接経費	14
4. 3	申請できない経費	14
5.	審査方法等	15
5. 1	審査方法	15
5. 2	審査手順	15
5. 3	不合理な重複・過度の集中の排除	15
6.	個人情報等の取扱い等	16
7.	研究費の不正使用・不正受給ならびに研究上の不正について	16
7. 1	不正使用及び不正受給への対応	16
7. 2	研究上の不正行為への対応	17
8.	被交付者の責務	17
9.	研究開発成果の取り扱い	18
10.	その他	19

## 1. 建設技術研究開発助成制度について

### 1. 1 制度の主旨

建設技術研究開発助成は、建設分野の技術革新を推進していくため、国土交通省の所掌する建設技術の高度化及び国際競争力の強化、国土交通省が実施する研究開発の一層の推進等に資する技術研究開発に関する提案を研究者から広く公募する競争的資金制度です。優秀な提案に対し、予算の範囲内において、補助金（建設技術研究開発費補助金）を交付します。

公募区分は以下の3つに分類しており、それぞれの区分に相応しい研究開発課題の技術研究開発に補助を行います。

#### 【建設技術研究開発助成制度の3つの公募区分】

##### ①基礎・応用研究開発公募

建設以外の他分野を含めた広範な学際領域との連携を積極的に行い、将来 (概ね10年後の実用化を想定)、実社会での波及効果の大きい研究開発課題に対する公募。

##### ②実用化研究開発公募

地域のニーズ等に応じた実用化に近い (概ね5年後の実用化を想定) 技術研究開発のテーマに対して、地域の産学官連携等により研究開発を推進する課題に対する公募。研究開発実施体制としては地域の産学官連携により、他地域への応用性のあるものとする。

##### ③政策課題解決型技術開発公募

国土交通省が定めた具体的な推進テーマに対して、迅速に (概ね2～3年後の実用化を想定) 成果を社会に還元させることを目的とした政策課題解決型（トップダウン型）の公募。技術開発に関する研究の内容が我が国の直面する国土交通行政に係る課題の解決にとって、実用的な意義が大きいものであり、イノベーションを創出することが想定される研究または技術開発を強力に推進する。

### 1. 2 制度の概要

#### (1) 公募区分と交付期間

##### ①基礎・応用研究開発公募の公募区分

基礎研究開発公募に関しては以下の（Aタイプ）、（Bタイプ）の公募区分がある。(Bタイプ)については将来のイノベーションの中核を担う若手研究者の自立を促進することを目的とし、特に研究者としてのスタートアップの時期（博士号取得又は研究者としての採用者：40歳まで）を対象とする公募である。

※ 若手研究者：平成21年4月1日時点で、40歳未満（昭和44年4月2日以降に生まれたもの）または常勤職（任期付き任用含む）に就いて研究経歴が5年以内の研究者

表 1. 基礎・応用研究開発公募の公募区分

公募区分	初年度 申請限度額	総額	応募条件	最大交付可能期間
基礎・応用 (Aタイプ) 公募	—	50,000 千円まで	—	3 年間
基礎・応用 (Bタイプ) 公募	10,000 千円未満	20,000 千円まで	※若手研究者の条 件を満たすこと	3 年間

②実用化研究開発公募の公募区分

表 2. 実用化研究開発公募の公募区分

公募区分	初年度 申請限度額	総額	応募条件	最大交付可能期間
実用化公募	—	20,000 千円まで	—	2 年間

③政策課題解決型技術開発公募の公募区分

表 3. 政策課題解決型技術開発公募の公募区分

公募区分	初年度 申請限度額	総額	応募条件	最大交付可能期間
政策課題解決型	—	35,000 千円まで	採択後、 産学の委員会を 設置すること等	2 年間

※上記の通り公募区分により初年度の申請額を制限するものがあります。また、補助規模については、予算枠や審査結果等を踏まえ、応募申請額に対して調整して決定させていただくことがあります。

(2) 交付を受ける研究者等（申請者及び共同研究者）の資格

①大学等の研究機関の研究者、②研究を目的とする公益法人または所属する研究者、③国土交通大臣が適当と認める法人または所属する研究者

また、これらの者が建設技術に関する研究または技術開発を自ら実施する能力を有する機関に属していること。なお、当該機関は補助金（助成金）の機関経理に相応しい仕組みを備えていることが必要となる。

※民間の企業等または当該法人に所属する者は、「③国土交通大臣が適当と認める法人または所属する研究者」として申請が可能です。（3. 1 参照）

(3) 公募期間

- ①基礎・応用研究開発公募
- ②実用化研究開発公募
- ③政策課題解決型技術開発公募

平成 21 年 1 月 21 日（水）～ 3 月 6 日（金）

(4) 交付規模（公募区分総額）

①基礎・応用研究開発公募	：平成21年度交付予定額	300,000千円程度
②実用化研究開発公募	：平成21年度交付予定額	〔200,000千円程度〕
③政策課題解決型技術開発公募	：平成21年度交付予定額	

※なお、この公募は、本来は平成21年度予算が成立した後に行うべきものですが、できるだけ早く補助金を交付するために予算成立前に行っており、交付金額の総額等が変更になる場合もあります。

(5) その他

一人の研究者が同一の研究内容で、基礎・応用研究開発公募、実用化研究開発公募、政策課題解決型技術開発公募に重複応募することはできません。（3. 3参照）

(6) 研究実施までのスケジュール（予定）

平成21年1月下旬	公募開始
3月上旬	公募〆切
4月中	1次審査（書面）
5月上旬	2次審査（ヒアリング）選定課題通知
5月上旬～中旬	2次審査（ヒアリング）
5月下旬	平成21年度採択課題決定
交付決定通知後	研究開発の実施

※スケジュールについては今後変更することがあります。

(7) 応募の手順

①府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募

本制度に研究開発課題を応募される方は、別添「応募書類の作成・記入要領」により規定された書類に必要事項を記入の上、府省研究開発管理システム（e-Rad）による応募を行って下さい。申請に当たっては、事前に府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への研究機関及び研究者情報の登録が必要となります。詳しい応募・登録方法については、別紙2の【府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について】をご確認下さい。

（応募書類の差し替えは固くお断りします。）

②郵送による申請

原則として府省研究開発管理システム（e-Rad）による応募を基本としますが、申請者が府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の研究機関コード・研究者番号等を取得するのに時間を要する等、やむを得ない事情により、当該システムを利用しての申請が困難である場合には、従来と同様に郵送により申請を行うことができます。

※注意事項

- ア) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている研究開発の提案は認めません。
- イ) 応募された提案書類について、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、また、提案書の記述内容に虚偽があった場合は、提案を原則無効とします。
- ウ) 提案書類をはじめ、提出された応募関係書類はお返ししませんので、その旨予めご了承ください。
- エ) 採択された研究開発については、その研究開発計画の概要を公表することがあります。
- オ) 被交付者は、当該研究開発で知り得た共同研究者の技術情報が漏洩しないよう、守秘義務を徹底してください。

(8) 問い合わせ先

本制度に関する問合せ先及び応募書類の郵送先は次の通りです。

〒100-8918 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号  
国土交通省大臣官房技術調査課 建設技術研究助成制度公募係  
電話番号：03-5253-8111（内線22343, 22346）  
FAX：03-5253-1536  
ホームページ：<http://www.mlit.go.jp/tec/gijutu/kaihatu/josei.html>  
e-Rad ホームページ：<http://www.e-rad.go.jp/index.html>

ここからは『基礎・応用研究開発公募』、『実用化研究開発公募』  
募集の考え方・公募テーマ・審査基準等について

## 2. 公募区分毎の公募課題

### 2.1 基礎・応用研究開発公募

国土交通省の所掌する分野のうち社会資本整備・維持管理、住宅・都市分野の発展に資する研究開発または技術開発で、以下の課題番号1～課題番号13のいずれかに該当するものを対象とします。

表4. 基礎・応用研究開発公募の課題一覧

課題番号	課題	具体事例
◆安全・安心な社会に向けて		
(1)	「災害時への備えが万全な防災先進社会」の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>リアルタイムできめ細かい観測・予測システムの構築による早期警戒技術</li> <li>災害発生時における社会基盤施設の被害状況の迅速な把握を可能にする技術</li> <li>被災した場合でも人的・物的損害が限定的となる災害リスクの小さい社会基盤等の構築を推進する技術</li> <li>既存防災施設の有効活用技術の開発</li> </ul>
(2)	「渇水等による被害のない持続的発展が可能な水活用社会」の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化などの気象変動による水環境の特性変化に適宜対応し、持続的発展を可能とする水環境を構築する技術</li> <li>異常渇水時等における水に関する危機対策を推進する技術</li> </ul>
(3)	「復旧時間を大幅に短縮し国土・都市の機能喪失と経済の損失のない社会」の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全かつ迅速な次世代型災害復旧システムの開発</li> <li>最適な緊急・代替輸送を支援するシステム等を構築する技術</li> </ul>
<テロ・犯罪の予防・被害軽減>		
(4)	「世界一安全でインテリジェントな道路交通社会」の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>路車間通信、地図情報との連携等による安全運転支援システムの開発、実用化、普及化</li> </ul>
(5)	「犯罪等に強い街」の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯性能が高い都市空間の構築に関する技術</li> <li>建築空間における安全を確保する技術を開発</li> </ul>
◆誰もが生き生きと暮らせる社会に向けて		
(6)	「ユニバーサル社会」の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICTタグなどのユビキタス情報基盤を整備することにより、「移動経路」「交通手段」「目的地」「観光情報」「周辺施設情報」など、あらゆる場面においてその場で必要な情報について、「いつでも、どこでも、だれでも」アクセス出来るユビキタスな環境の構築</li> </ul>
(7)	「地域公共交通の活性化・再生による活力ある地域」の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な輸送ニーズに応えるとともに、既存のモードにとらわれることのない、利用者の視点に立った新たな技術開発やコストダウンを図る技術開発</li> </ul>



『基礎・応用研究開発公募』、『実用化研究開発公募』

課題番号	課題	具体事例
(8)	「多様な住まいやライフスタイルを可能とする社会」の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅オフィスなど新しい労働環境、子育てや高齢者を支援し多様で豊かなライフスタイルで生活できるコンパクトかつ持続可能な都市の再構築の研究</li> <li>・地域の自主性・創意工夫が活かされた住まいづくりなどの技術開発</li> </ul>
◆国際競争力を支える活力ある社会に向けて		
(9)	「住宅・社会資本の整備・管理が効率化、高度化された社会」の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化社会に最適な社会インフラを構築するとともに、イニシャルコストを縮減し国民への負担を軽減する技術開発</li> <li>・ICTを活用した革新的な施工技術の開発及び維持・管理システムの構築、設計及び解体等の高度な建設技術の開発、住宅等の長寿命化を実現する技術開発</li> </ul>
(10)	「世界一の省エネ、低公害、循環型社会」の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ住宅・建築物及び社会資本、都市・地域全体の省エネ化の構築のための技術開発</li> <li>・ゼロエミッション社会を構築するなどの環境・エネルギー技術の開発</li> </ul>
◆環境と調和した社会に向けて		
(11)	「日本の四季を実感できる美しく快適な都市」の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的なヒートアイランド対策の推進</li> <li>・都市景観・歴史的景観を保全・再生する技術開発</li> </ul>
(12)	「健全な水循環と生態系を保全する自然共生型社会」の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健全な水循環と生態系を保全し美しい水辺・海辺環境の流域圏を再生する技術開発</li> </ul>
(13)	「気候・環境の変化に強い社会」の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化の要因とされる、温室効果ガスの状況・海面上昇などの海洋変動・オゾン層の破壊状況・気候変動など、地球規模の環境変化を高精度に監視・予測するシステムの技術開発</li> </ul>

※ 表4. の課題については、参考資料5の「国土交通省 技術基本計画」を参照

※継続課題に応募される場合、過年度の募集要領と課題番号が異なっていることもございますので、様式等に記載する場合には過年度募集要領の課題番号を活用して下さい。

## **2. 2 実用化研究開発公募**

国土交通省の所掌する建設技術に関する研究開発ならびに技術開発で、実用化が見込まれる技術研究開発を対象とします。具体のフィールドを想定して先駆的に行う研究であり、かつ、他地域への応用性のあるものとし、ます。

毎年度分野設定するものとし、本年度は以下の2つのテーマに特化した分野を、公募する技術分野として設定します。例示するテーマを参考として、設定する技術分野に該当するテーマを交付申請者により提案して応募していただきます。

### **(1) ICTを活用した調査、設計、施工または、監督・検査に関する研究開発**

＜具体事例＞

3次元CADに関する調査・設計に関する技術開発、情報化施工などの施工に関する技術開発、ICTタグなどを活用した資材調達・現場管理などの現場管理に関する技術開発、情報化技術を活用した非破壊検査や施工全体を検査する技術開発など。

### **(2) 社会資本の維持管理の効率化に関する研究開発**

＜具体事例＞

予防保全の概念を取り入れた社会資本維持管理の技術開発、社会資本の長寿命化に関する技術開発、社会資本の点検・健全度評価・劣化予測に関する技術開発など

※継続課題に応募される場合、過年度の募集要領とテーマが異なっていることもございますので、様式等に記載する場合には平成20年度の募集要領に記載されているテーマ番号を記載して下さい。

### 審査基準

以下の（１）から（３）の視点から総合的に審査します。（なお、継続応募課題については、これらの視点に加え、研究目標に対する過年度の成果の内容等を踏まえ総合的に審査します。）また、実用化研究開発公募の審査に当たっては特に（３）「実現可能性」の視点を重視します。

#### （１）社会性

研究開発の成果が、地域が抱える建設技術に関する課題解決に資するなど、社会的ニーズがあるか、また、地域社会の生活、経済活動等への波及効果が期待できるかなどについて審査します。

#### （２）応用性・革新性

技術研究開発の成果が実用化されることにより、他地域への応用が図れるか、また、既存の技術に比べてどの程度の新規技術研究開発要素が認められるかなどについて審査します。

#### （３）実現可能性

提案された技術研究開発の目標の達成及び実用化が技術的に可能であるか、提案者が技術研究開発を実施するだけの技術研究開発計画、経費、技術開発体制を整えているかなどについて審査します。

ここからは『政策課題解決型技術開発公募』  
募集の考え方・公募テーマ・審査基準等について

## 2. 3. 政策課題解決型技術開発公募

### 政策課題テーマ1

#### ◎ (調査・計画、設計、施工、維持管理間のデータをつなげる) 建設生産システムの生産性の向上に関する技術開発

①設計段階から施工段階までを図面データにより結びつけるための技術開発

(例)・設計段階の3次元CADデータを施工計画や機械施工に活用するための汎用的なデータ変換技術

・3次元CADデータを用い、施工実施状況を自動確認できる技術

・3次元CADデータを元に合理的な施工計画を作成・マネジメントする技術

②施工段階における監督・検査の出来形の自動確認に関する技術開発

(例)・自動測定データや計測画像等の現場データの自動取得による全数確認・自動検査技術

・GPSやTSを用いて計測された構造物の出来形データを活用して効率的な維持管理を行うための技術

#### A-1 政策課題解決型技術開発公募に当たっての条件 (政策課題テーマ1)

1. 提案した研究開発分野について、実証実験を行う能力を有する法人が含まれていること。
2. 当該研究開発に携わる法人及び研究者が当該研究開発の成果を建設業界の生産性向上のために広く普及させる意志を有すること。
3. 提案した研究開発を着実に推進し、目標達成に向けて確実な進捗管理を図るため、産学官の分野から構成される委員会(以下、産学官テーマ推進委員会という。)を設置し、次の項目を実施すること。  
(なお、国土交通省が選定した学識経験者・行政職員等を委員として追加する場合がある。)
  - ・実証実験により、開発成果が有効に機能することの確認
  - ・当該研究開発の成果に対して、建設業界への普及方策を作成

#### A-2 審査基準 (政策課題テーマ1)

以下の視点から総合的に審査するものとする。

##### (1) 応用性・革新性

技術研究開発の成果が実用化されることにより、土木関係の建設産業全体への応用が図れるか、また、既存の技術に比べてどの程度の新規技術研究開発要素が認められるかなどについて審査します。

##### (2) 実現可能性

提案された技術研究開発の目標の達成及び実用化が技術的に可能であるか、提案者が技術研究開発を実施するだけの技術研究開発計画、経費、技術開発体制を整えているかなどについて審査します。

##### (3) 導入効果

提案された技術研究開発が実用化となった場合に想定される、生産性の向上に関する導入効果(品質確保、工期短縮、コスト、環境、安全、当該技術研究開発の建設業界への普及等)が期待できるかなどについて審査します。

## 政策課題テーマ2

### ◎社会資本の戦略的維持管理に関する技術開発

- ①構造物の健全度評価・劣化診断評価手法に関する技術開発  
(例)・構造物の損傷・劣化状況を簡易かつ効率的に把握するための計測・点検技術
- ②既存構造物の長寿命化を達成するための補修工法の技術開発  
(例)・損傷・劣化した構造物を簡易かつ効率的に補修できる施工技術  
・損傷・劣化した構造物に関する延命効果の大きい補修技術

#### B-1 政策課題解決型技術開発公募に当たっての条件 (政策課題テーマ2)

1. 提案した研究開発分野について、実証実験を行う能力を有する法人が含まれていること。
2. 当該研究開発に携わる法人及び研究者が当該研究開発の成果を社会資本のライフサイクルコストの低減のために広く普及させる意志を有すること。
3. 提案した研究開発を着実に推進し、目標達成に向けて確実な進捗管理を図るため、産学官の分野から構成される委員会（以下、産学官テーマ推進委員会という。）を設置し、次の項目を実施すること。  
(なお、国土交通省が選定した学識経験者・行政職員等を委員として追加する場合がある。)
  - ・実証実験により、開発成果が有効に機能することの確認
  - ・当該研究開発の成果に対して、建設業界への普及方策を作成

#### B-2 審査基準 (政策課題テーマ2)

以下の視点から総合的に審査するものとする。

##### (1) 応用性・革新性

技術研究開発の成果が実用化されることにより、社会資本の維持管理に広く活用が図れるか、また、既存の技術に比べてどの程度の新規技術研究開発要素が認められるかなどについて審査します。

##### (2) 実現可能性

提案された技術研究開発の目標の達成及び実用化が技術的に可能であるか、提案者が技術研究開発を実施するだけの技術研究開発計画、経費、技術開発体制を整えているかなどについて審査します。

##### (3) 導入効果

提案された技術研究開発が実用化となった場合に想定される、導入効果（品質確保、工期短縮、コスト、環境、安全、当該技術研究開発の建設業界への普及等）が期待できるかなどについて審査します。

### **3. 制度の内容**

#### **3. 1 申請者及び共同研究者の資格**

申請者とは、研究開発課題の応募・提案を行うとともに、提案課題が採択された場合には、提案全体に関して責任を負う者です。補助金の交付を受けることができる者は、以下のいずれかに該当する者となります。また、研究開発の実施に当たり、以下に該当しない者の協力を受けることを妨げません。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は同附属試験研究機関に所属する研究者（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条に規定する一般職に属する職員を除く。ただし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の適用を受ける者及び非常勤職員はこの限りでない。）
- (2) 研究を主な事業目的としている民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された公益法人又は当該法人に所属する研究者
- (3) その他大臣が適当と認める法人又は当該法人に所属する研究者（なお、「その他大臣が適当と認める法人」には、民間の研究機関（民間企業の研究部門を含む。）等が該当しますが、当該認定は、6.1の建設技術研究開発助成制度評価委員会において、採択候補課題の審査と併せて、提案された研究開発内容を実施する当該法人等の類似研究開発実績、研究開発体制等が課題の遂行に必要な不可欠であることが評価された上で、最終的に大臣が適当と認めることとなります。）
- (4) 上記に該当する研究者2人以上が同一の研究開発を共同で行う場合は、当該研究開発の代表者が申請者となる

※（3）その他大臣が適当を認める法人の認定にあつては、以下の基準を満たすことを条件とする。

- 一 民法、商法その他法律により設立された法人であること。  
（定款及び財務諸表を添付すること）
- 二 提案した研究開発分野について実施する能力を有する機関であること。  
（提案した研究開発分野に関する研究について、自ら実施できる能力を有する機関であることを証明する資料を記載・添付等すること。（例）研究開発施設や事務所の所在地、研究施設の概要、近年の学会等研究開発活動に関する報告書等）
- 三 研究費の機関経理に相応しい仕組みを備えていること。

#### **3. 2 研究開発の期間**

補助金は原則として単年度毎の採択・交付となります。

複数年を研究開発の期間として応募した課題については、特段の理由がある場合を除き、基礎・応用研究開発公募に関しては最長3年、実用化研究開発公募・政策課題解決型公募に関しては最長2年までの交付期間を認めることがあります。継続で応募をされる場合について、2年度目以降の計画については単年度毎に応募していただき、単年度毎の採択・交付となります。なお、2年度目以降に応募する場合は、その

継続を審査するために、それまでの成果等を報告して頂きます。

### **3. 3 重複応募の取り扱い**

一人の研究者が同一の研究内容で、基礎・応用研究開発公募、実用化研究開発公募、政策課題解決型技術開発公募に重複して応募することはできません。

なお、研究内容が異なる場合は複数の課題に応募することができますが、多数の研究計画に参画することにより、研究代表者、又は共同研究者としての責任が果たせなくならないよう十分考慮の上応募してください。また、当該研究に対するエフォートを提出して頂き、審査の対象とさせていただきます。

## **4. 補助金の範囲について**

研究開発計画の遂行に必要な経費及び研究開発成果の通りまとめに必要な経費として以下の経費を計上できます。なお、以下の直接研究費と間接経費（直接研究費の30%相当）の合計が補助金の申請額となります。

応募に当たっては、研究開発期間における所要経費の概算を提出していただきますが、交付額は、提案書に記載された金額及びプロジェクトの研究開発計画等を総合的に考慮して決定しますので、必ずしも当初の申請額とは一致しません。

なお、①日本国の法令等を遵守するのはもちろんのこと、②本制度の補助金の財源は国の予算であるため、補助金の支出に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「建設技術開発費補助金交付要綱」及び「建設技術開発費補助金取扱細則」に基づいた適切な経理を行わなければなりません。

### **4. 1 直接研究経費**

#### **(1) 設備備品費**

研究開発に供する器具機械類その他の備品並びに標本等で、その性質及び形状を変ずることなく長期の使用に耐えるものの代価です。社内調達の場合は製造原価で購入します。

なお、価格が50万円以上の研究開発設備は原則リース・レンタル等で調達（「その他」の支出費目に計上。）してください。リース・レンタル等での調達が困難な場合は、その理由書及び機種選定理由書を様式（A-6）（継続申請の場合は（C-4））に添付して申請することができます。

研究開発設備の購入経費は、各年度の補助金の90%を超えない範囲とします。ただし、90%を超える場合であっても、研究開発に必要な試作機の製作に係る設備の購入のように、研究開発計画そのものの性格、内容に由来するものである場合には、単なる設備購入の計画でないことの説明書を、様式（A-6）（継続申請の場合は（C-4））に添付して、申請することができます。

#### **(2) 消耗品費**

事業用等の消耗器財、その他の消耗品の代価及び備品に付随する部品等の代価です。社内調達の場合は製造原価等の実費で購入します。

### (3) 旅費

研究開発に参加する者（様式B-1に氏名を登録している研究者）が研究開発を行うために直接必要な国内旅費及び外国旅費（一行程につき最長2週間程度のものに限る。）が対象となります。

### (4) 謝金・賃金

謝金：当該研究開発を遂行するために専門的知識の提供等、当該研究開発に協力を得た人（研究開発に参加する者は除く。）に支払う経費です。研究開発の進捗管理等を目的として被交付者が設置する委員会における委員の旅費・謝金を支払うことができます。

賃金：当該研究開発を遂行するための資料整理、実験補助、研究資料の収集等を目的とした研究補助者（アルバイト）への「時間給」又は「日給」の部分を指します。雇用に伴う諸手当及び社会保険料等の研究開発遂行実労働時間に見合った経費を支払うことができます。ただし、研究開発の遂行上、関連のない経費は、自己負担となり、本補助金では支払えません。

### (5) 役務費

当該研究開発を遂行するために必要な器具機械等の修繕料、各種保守料、洗濯料、翻訳料、写真等焼付料、鑑定料、設計料、試験料、加工手数料等です。また、被交付者が民間企業の場合、研究開発の本質をなす発想を必要としない定型的な業務であれば社内発注ができます。この場合の支払額は人件費においては実働に応じたもの、消耗品費等は実費に限ります。

ただし研究開発そのものを発注すると、交付申請者の要件に該当しなくなりますのでご注意ください。

### (6) 委託費

本補助金においては、研究開発に必要であるが、研究開発の本質をなす発想を必要としない定型的な業務を他の機関に委託して行わせるための経費を指します。なお、当該経費を計上する場合は、別途協議が必要となります。

また、研究開発そのものを発注すると、交付申請者の要件に該当しなくなりますのでご注意ください。

### (7) その他

設備の賃借経費（リース・レンタル）、研究開発活動を遂行するための労働者派遣事業を営む者から期間を限って人材を派遣してもらうための経費、文献購入費（購入価格）、光熱水料（専用のメーターのある場合に限る。実際に要する経費の額を申請。）、通信運搬費（実際に研究開発に要するものに限る。）、印刷製本費、借料・損料、会議費、送金手数料、収入印紙代、知的財産権の出願・登録経費（当該研究開発開始後の成果で、補助金使用に関わるものに限る。一件あたり38万円を限度とする。）等の雑費を計上できます。

※直接経費の執行にあたっては、収入および支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類（領収書等）を保管すること。



## 4. 2 間接経費

管理部門の経費（管理経費）並びに複数の研究者が共同的に使用する施設及び情報基盤に係る経費（共通業務費）等、研究開発の実施を支えるための経費として、直接研究費の30%の間接経費を計上して下さい。ただし、「②研究を目的とする公益法人」または「③国土交通大臣が適当と認める法人」の執行する間接経費については、その法人に所属する研究者が必要とする直接研究費の30%を上限として計上するとともに、計上する間接経費の使途に関する規程類、または直近年度の決算報告書等を提出頂きます。

なお、間接経費の執行に当たっては「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、被配分機関の長の責任下で、使途の透明性を確保し支出に関する証拠書類（領収書等）を保管する等、適切な執行・管理を行うこと。（参考資料4参照）

## 4. 3 申請できない経費

本補助金は、当該研究開発計画を遂行する上で必要な一定の研究組織、研究用施設及び設備等の基盤的研究環境が最低限確保されている研究機関の研究者又は公益法人等を対象としているので、研究開発計画の遂行に必要な経費であっても、次のような経費は申請することはできませんので留意してください。

### (1) 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費

ただし、本補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請できます。

### (2) 研究開発に参加する研究者の人件費

交付申請者及び共同研究者として参加する者の人件費、企業における人件費も含まれます。

### (3) 研究補助者等に支払う経費のうち、労働の対償として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他の各種手当）

ただし、労働者派遣事業者との契約により研究者等を受け入れるために必要な経費については申請できます。

### (4) 国内外を問わず、単なる学会出席のための旅費・参加費

ただし、補助金の対象となった研究開発の成果発表を行う場合は申請できます。

### (5) 研究開発中に発生した事故・災害の処理のための経費

### (6) その他、当該研究開発の実施に関連性のない経費

## **5. 審査方法等**

### **5. 1 審査方法**

採択候補課題の審査は、国土交通省に設置する専門家からなる建設技術研究開発助成制度評価委員会（以下「委員会」という。）において行われる予定です。なお、委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承ください。

### **5. 2 審査手順**

#### (1) 新規応募課題の審査について

提出された提案書について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、提案書の内容について書面審査、ヒアリング審査を行い、採択課題を決定します。

なお、ヒアリング審査は、書面審査により選定された課題のみについて行います。ヒアリング審査は、平成21年5月上旬～中旬頃の実施を予定しており、ヒアリング対象者には、ヒアリングの概ね2週間前にご連絡します。

#### (2) 継続応募課題の審査について

継続応募課題については、全てヒアリング審査の対象とし、ヒアリング審査時期を別途個別に連絡します。

※上記の日程に変更が生じる場合には、国土交通省大臣官房技術調査課のHPにてご案内致します。

### **5. 3 不合理な重複・過度の集中の排除**

競争的資金の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、以下の措置を講じます。

(1) 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他府省を含む他の競争的研究資金担当課（独立行政法人である配分機関を含む。）に情報提供する場合があります、不合理な重複及び過度の集中が合った場合には採択しないことがあります。

(2) 応募書類に記載されている他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況について事実と異なる記載があった場合は、研究開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分をすることがあります。

※ なお、5. 3については、上記のほか、「競争的資金の適正な執行に関する指針（平成19年12月14日改正）（平成17年9月9日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」（参考資料1参照）に基づくものとします。

## 6. 個人情報等の取扱い等

- (1) 提案書は、提案者等研究者の利益保護の観点から、原則として評価以外の目的に使用しませんが、研究開発課題によっては、他の競争的研究資金制度との重複の排除の調査等のため、提案に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。
- (2) 審査結果については、申請者に通知します。また、採択課題については、採択課題名、申請者名及び交付予定額等を国土交通省のホームページ等で公表します。
- (3) 内閣府において各省庁等の競争的資金の政府全体の動向を把握するためのマクロ分析を実施しており、本制度における採択課題についてもマクロ分析に必要な研究者情報等を内閣府に提供することになります。

## 7. 研究費の不正使用・不正受給ならびに研究上の不正について

### 7. 1 不正使用を及び不正受給への対応

競争的資金の不正使用及び不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、以下の措置を講じます。

- (1) 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正使用の概要（不正使用をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があります。

この不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降2から5年間とします。

- (2) 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正受給の概要（不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があります。

この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降5年間とします。

- (3) 被交付者の所属機関は「競争的資金の管理・監査ガイドライン（実施基準）（平成20年10月21日）」（参考資料2参照）にもとづき、補助金を適正に管理する体制を整備する必要があります。また、ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況について、年に1回程度、書面による報告を提出してもらいます。

## 7. 2 研究上の不正行為への対応

競争的資金による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講じます。

- (1) 当該競争的資金について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることがあります。
- (2) 不正行為に関与した者については、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限する場合があります。  
これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間とします。
- (3) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様とします。

この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間とします。

※ なお、7. 1、7. 2については、上記のほか、「競争的資金の適正な執行に関する指針（平成19年12月14日改正）（平成17年9月9日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」（参考資料1参照）に基づくものとします。

## 8. 被交付者の責務

本補助金の交付決定を受けた場合、被交付者は、以下の条件を守らなければなりません。

### (1) 研究開発の推進及び管理

研究開発推進上のマネジメント、研究開発成果の発表等、研究開発の推進全般について責任を持っていただきます。特に、交付申請書の作成や定期的な報告書等の提出等については、被交付者の責任の下一括して行うようにしていただきます。

なお、補助金に係る経理事務については、原則として、所属機関の事務局に経理事務（口座の管理、会計帳簿への記帳・管理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）を委任してください。ただし、助成金の管理責任については、研究代表者が負いますのでご注意ください。

### (2) 知的財産権の帰属等

研究開発により生じた特許権等の知的財産権は、被交付者に帰属します。なお、国土交通省は特許等の出願・登録状況を自由に公開できるものとします。

なお、被交付者が研究開発の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全

部若しくは一部を譲渡するしようとするときには、譲渡を受ける者から相当の対価の支払いを受けること、並びに、専用実施権及び独占的な通常実施権を設定した場合は国の直轄工事、直轄調査の入札及び当該特許等を用いて製造される製品に係る国の物品調達の入札に参加できないことを契約等において定めた上で行うとともに、国土交通大臣へ報告して頂きます。

### (3) 実用化（収益）状況の報告

研究開発期間中及び研究開発終了後の5年間、各年度における研究開発の成果の実用化（収益）状況を報告していただきます。

### (4) 研究開発成果の収益納付

研究開発終了後の5年間において、研究開発の成果の実用化又は知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該研究開発の成果の他への供与により相当の収益を得たと認められた場合、交付した補助金の額を限度として、その収益の一部を国に納付していただくことがあります。

### (5) 取得財産の管理

研究開発により取得した財産の所有権は被交付者に帰属します。ただし、当該研究開発により取得した財産又は効用の増加した財産については、研究開発の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

また、取得財産のうち、取得価格及び効用の増加した価格が50万以上のものについては、国土交通大臣（以下「大臣」という。）の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付させることを条件とします。

### (6) 知的財産権を活用した入札参加について

補助対象者は、本制度による当該研究開発の成果である特許権等について専用実施権及び独占的な通常実施権を設定した場合、国の直轄工事または直轄調査の入札に参加しないことを条件とします。また、当該特許権等を用いて製造される製品に係る国の物品調達に関しても同様の条件とします。

### (7) その他国の定めるところにより義務が課されることがあります

## 9. 研究開発成果の取り扱い

### (1) 研究開発成果報告書の作成

#### ① 研究開発成果報告書

当該年度に行った研究開発によって得られた成果について研究開発成果報告書を作成し提出していただきます。

## ②総合研究開発成果報告書

研究開発期間終了後（複数年の継続課題は、研究最終年度終了後）、当該研究開発期間に行った研究開発によって得られた成果について、総合研究開発報告書（冊子体）を作成し提出していただきます。

※国土交通省は提出された研究開発成果報告書及び総合研究開発報告書を自由に公開できるものとします。

### （2）研究開発成果の発表

得られた研究開発成果については、国内外の学会、マスコミ等に公表し、積極的に研究開発成果の公開・普及に努めていただきます。また、研究開発期間終了の後の翌年度に、研究開発成果の報告会を開催しますので、得られた研究開発成果について発表していただきます。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による研究開発成果の発表に際しては、当該補助金の成果であることを必ず明記し、公表した資料については提出していただきます。

### （3）研究開発の事後評価

研究開発期間終了の翌年度に委員会にて研究開発成果等の評価を行うとともに、補助金の配分の妥当性などについて評価を行います。被交付者は委員会にかかる資料を作成して頂くとともに、評価委員会におけるヒアリングに出席して頂きます。

### （4）研究成果のフォローアップ

交付期間終了後、申請者に対して行う研究開発成果の応用化、実用化状況等の調査に協力して頂きます。

## 10. その他

### （1）補助金の支払い形態について

建設技術研究開発助成制度においては、採択課題に対する早期交付を行うために、概算払いを行うことができます。大学等の研究機関等において立替え払いを行えない機関に対して優先的に交付させていただきますので、所属機関において立替え払いが可能か否かを応募様式に記載して下さい。

### （2）補助金からの支出可能日について

研究開発にかかる経費の支出が可能となるのは交付決定通知日以降となります。継続年度においても同様に交付決定通知日までは本補助金からの経費の支出はできませんのでご注意ください。



## 提出書類チェックシート（新規応募者）

## ◆研究代表者氏名（所属機関）

## ◆研究開発課題名

## ◆補助金の支払い調査

- 大学等の研究機関等において立て替え払いが不可能である(不可能であるなら■とする。)

## 共通提出書類（新規・継続ともに提出）

- 本チェックシート  
 研究活動における不正行為への対応状況確認  
 提案書受領通知はがき

## 新規応募課題 提出書類一式（全て提出してください）

<input type="checkbox"/> フェースシート	様式A-1
<input type="checkbox"/> 提案の概要	様式A-2
<input type="checkbox"/> 個別研究開発項目の概要	様式A-3
<input type="checkbox"/> 研究・技術開発の観点	様式A-4
<input type="checkbox"/> 研究開発年次計画・経費の見込み	様式A-5
<input type="checkbox"/> 研究課題の予算	様式A-6
<input type="checkbox"/> 研究者データ	様式A-7
<input type="checkbox"/> 参加者名簿	様式B-1
<input type="checkbox"/> 建設技術研究開発費補助金承諾書	様式B-2
<input type="checkbox"/> 建設技術研究開発費補助金承諾書（所属機関用）	様式B-3
<input type="checkbox"/> 所要経費の見込額	様式B-4
<input type="checkbox"/> 本研究開発に使用することを予定している主な既存設備	様式B-5

## その他大臣が適当と認める法人に該当する者（民間企業等）

- 定款および財務諸表  
 （公益法人、財団法人、NPO法人、協同組合の場合）定款および寄付行為  
 自ら実施できる能力を有する機関であることを証明する資料  
（研究開発施設、事務所所在地、研究施設の概要、近年の学会等研究開発活動に関する報告書等）  
 間接経費の使途に関する規程類、または直近年度の決算報告書等



提出書類チェックシート（継続応募者）

◆研究代表者氏名（所属機関）

◆研究開発課題名

◆補助金の支払い調査

- 大学等の研究機関等において立て替え払いが不可能である(不可能であるなら■とする。)

共通提出書類（新規・継続ともに提出）

- 本チェックシート  
 研究活動における不正行為への対応状況確認  
 提案書受領通知はがき

継続応募課題 提出書類一式（全て提出してください）

<input type="checkbox"/> フェースシート	様式C-1
<input type="checkbox"/> 研究目標の概要・成果の概要	様式C-2
<input type="checkbox"/> 研究開発年次計画・経費の見込み	様式C-3
<input type="checkbox"/> 研究課題の予算	様式C-4
<input type="checkbox"/> 所要経費の実績及び見込額	様式C-5
<input type="checkbox"/> 研究成果公表等の状況	様式C-6
<input type="checkbox"/> 自己評価結果	様式C-7
<input type="checkbox"/> 参加者名簿	様式B-1
<input type="checkbox"/> 建設技術研究開発費補助金承諾書	様式B-2
<input type="checkbox"/> 建設技術研究開発費補助金承諾書（所属機関用）	様式B-3
<input type="checkbox"/> 所要経費の見込額	様式B-4
<input type="checkbox"/> 本研究開発に使用することを予定している主な既存設備	様式B-5

その他大臣が適当と認める法人に該当する者（民間企業等）

- 定款および財務諸表  
 （公益法人、財団法人、NPO法人、協同組合の場合）定款および寄付行為  
 自ら実施できる能力を有する機関であることを証明する資料  
 （研究開発施設、事務所所在地、研究施設の概要、近年の学会等研究開発活動に関する報告書等）  
 間接経費の用途に関する規程類、または直近年度の決算報告書等

【研究活動における不正行為への対応状況確認】

国土交通省の策定した「競争的資金等に係る研究活動における不正行為への対応指針（平成19年8月30日策定）」の第3章1. 不正行為の発生防止及び発生に備えた体制整備等のうち（1）体制整備等に記載した内容について、以下の項目に記載してください。

1. 体制整備等に関する状況について

（□にチェックするとともに、規程等を添付すること）

研究活動に係る倫理規定、行動規範等を策定している

その他の類似規程等を策定している

（名称を記載： \_\_\_\_\_）

策定していない

2. 策定していない場合にはその理由を記載すること

--



フ ェ ー ス シ ー ト

整理番号※		受付番号※	
-------	--	-------	--

注)※印:事務局記入欄

公募区分		課題番号
<input type="checkbox"/>	基礎・応用 (Aタイプ) 公募	課題番号 ( )
<input type="checkbox"/>	基礎・応用 (Bタイプ) 公募	課題番号 ( )
<input type="checkbox"/>	実用化公募	( )
<input type="checkbox"/>	政策課題解決型技術開発公募	政策課題テーマ (テーマ〇)
研究開発課題名		
今年度交付希望額		(例) 22,100 千円)

※公募される区分の口を塗りつぶして下さい。

申請者(研究代表者)

ふりがな 氏 名	こくど たろう 国土 太郎	生年月日 (西暦)	1961年 〇月 25 日 H21.4.1時点の年齢 ( 歳)
連絡先	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 東京都港区〇〇5-3-2	TEL: 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
		FAX: 03-〇〇〇〇-1234	
		E-mail: t.kokudo@oo.jp	
所 属 (勤務先)	〇〇大学 工学部 建設工学科	職名:教授	
最終学歴	〇〇〇大学 工学科〇〇博士課程修了	専門分野:コンクリート工学	
学位等	工学博士 (〇〇〇大学)		

事務局コメント欄※

--

## 提案の概要

※以下の[1. 研究開発の概要]、[2. 社会性、応用性・革新性]合わせて A4、1 枚  
[3. 研究開発の概要図]で A4 1 枚にして簡潔かつ要領よくまとめて記述して下さい。

### 1. 研究開発の概要・目標

#### (1) 研究開発課題名

〇〇骨材反応の〇〇による計測・補修システムの開発

#### (2) 研究開発の概要

土木構造物の〇〇反応によるコンクリートの劣化因子である〇〇を効率的・効果的に計測・補修するため、〇〇による計測システムを開発する。・・・・・・・・

(課題の概要を分かりやすく記載してください。)

#### (3) 研究開発の目標

- 1) 〇〇の計測システムのモデルを構築する。
- 2) 構築した計測システムの精度を〇%以上まで向上させる。

(研究開発期間終了時に達成可能な目標を具体的に(数値的目標等)記載してください。)

### 2. 社会性(基礎・応用公募の場合) / 導入効果(政策課題解決型公募の場合)、応用性・革新性、実現可能性

#### (1) 社会性(基礎・応用公募の場合) / 導入効果(政策課題解決型公募の場合)

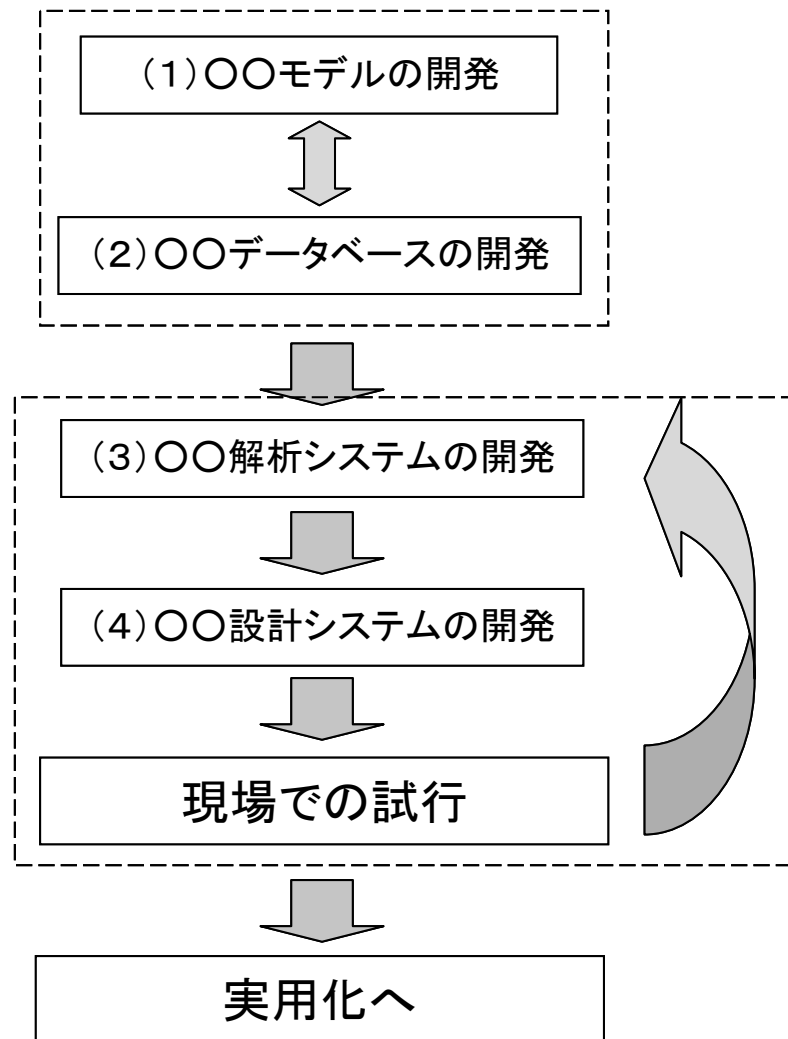
#### (2) 応用性・革新性

#### (3) 実現可能性

### 3. 研究開発の概要図

- ・ 提案いただいた研究開発課題の全体概要が分かるよう、個別の研究開発項目をフロー図にまとめてください。  
概要図に記入した研究開発項目毎に、(様式 A-3) を提出して頂きます。

(例)



申請者氏名 国土 太郎

## 個別研究開発項目の概要

個別の研究開発項目毎に、研究開発目標、研究担当者、実施場所及び概要などについて記述してください。

※個別研究開発項目数だけ本様式 (A-3) を追加してご記入下さい。

### ・研究開発項目名

(1) ○○モデルの開発

### ・研究開発目標

○○と○○を容易に選択可能なシステムを開発する。  
(研究開発期間終了時に達成可能な目標を具体的に (数値的目標等) 記載してください。)

### ・研究担当者

氏名	年齢	所属 (学校名等)
○○ ○○	46	○□大学大学院○○工学科
×× ××	38	△×株式会社□□部

### ・研究担当者の選出理由

申請者である○○○○と共同研究者である××××は、平成○年より本システムの開発について共同研究を行っており、深い知見を有しているため。

### ・研究開発の実施場所

○大学 (△△市)、△×株式会社○○研究所 (□□市)

・ 個別研究開発項目の概要

- ・ 個別研究開発項目の概要及び研究開発の現況を記載してください。また、想定される具体的な研究開発成果を含めるとともに、本研究開発終了後、その成果の活用方策（特許取得による新技術開発、共通基盤の整備により応用研究に着手する等）について分かりやすく記述してください。

申請者氏名 国土 太郎



## 研究・技術開発の観点

※個別研究開発項目数だけ本様式 (A-4) を追加してご記入下さい。

### 1. 社会性 (基礎・応用研究開発、実用化研究開発) / 普及計画・導入効果 (政策課題解決型)

(基礎・応用研究開発公募) については社会性を記載

①波及効果の概要として、住宅・社会資本整備分野、国民生活、経済活動に及ぼす具体的な貢献内容、②実用化への見通しについて記載

(実用化研究開発公募) については社会性を記載

①社会的ニーズ、②地域社会への生活、経済活動等への波及効果について記載

(政策課題解決型技術開発公募) については導入効果を記載

①普及計画・導入効果 (品質確保、工期短縮、コスト、環境、安全、当該技術研究開発の建設業界への普及)

## 2. 応用性・革新性

### (基礎・応用研究開発公募)

①既存の技術と比較してどの程度の新規技術開発要素が認められるか

### (実用化研究開発公募)

①技術開発の成果が実用化されることにより、他地域への応用性が図ることが可能な点

②既存の技術と比べた新規技術開発要素

### (政策課題解決型技術開発公募)

①成果の実用化により、土木関係の建設産業全体への応用が図れるか

②既存の技術に比べた新規技術開発要素

### 3. 実現可能性の概要

#### (基礎・応用研究開発公募)

①研究終了後、成果が実用化したときに、何が可能となるのか、将来さらにどのような発展性があるのかについて、「視覚的に分かりやすい図」にまとめ、「住宅・社会資本整備の分野、国民生活、経済活動にとってどのような意味を持つのか」説明すること

#### (実用化研究開発公募)

①提案された技術開発の目標の達成及び実用化が技術的に可能であることを、①既往の成果、②具体的な目標の内容、③開発計画の妥当性、④資金計画の適切さ、⑤推進体制の適切さの観点

#### (政策課題解決型技術開発公募)

①提案された研究開発の目標の達成および実用化が技術的に可能であるか、②提案者が技術研究開発を実施するだけの技術研究開発計画、経費、技術開発体制を整えているか。



申請者氏名 国土 太郎

## 「研究開発年次計画・経費の見込み」

単位：百万円

※ 研究開発期間が3年の場合の例

研究開発項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
<b>直接経費</b>	17	14	7
(1) ○○モデルの開発	←○○の分析 8→	←○○の検証 6→	←とりまとめ 3→
(2) ○○データベースの開発	←○○の分析 3→	←△△システム構築 5→	←△△システムの試用 2→
(3) ○○解析システムの開発	←○○の検証 6→	←○○補修方法の開発 3→	←とりまとめ 2→
(4) ○○設計システムの開発			
<b>間接経費</b>	5.1	4.2	2.1
<b>合計</b>	22.1	18.2	9.1
<b>総計</b>		49.4	

(注)

- ・ 主な研究開発項目毎に記載して下さい（線表の下に見積額を記入する）
- ・ 間接経費は、直接研究費の30%相当で計上することになります。

申請者氏名 国土 太郎

**研 究 課 題 の 予 算**

## 1. 全体の内訳

(単位：百万円)

各研究にかかる費用を研究機関及び年度ごとにその大まかな内訳（設備備品費、消耗品費、旅費交通費）が分かるように記載して下さい。

記載例)

研究費総額      ××千円      (直接経費   ××千円／間接経費   ××千円)

## 【初年度】

(1) ○○モデルの開発      △△千円

(内訳 設備備品費○○千円、消耗品費○○千円、旅費交通費○○円)

(2) ○○データベースの開発      ××千円

(内訳 設備備品費○○千円、消耗品費○○千円、旅費交通費○○円)

(3) ○○解析システムの開発

(内訳 . . . . .)

## 【二年目】

(1) . . .

## 2. 主な機器設備（設備備品）等の内訳

50万円以上の設備品を購入される場合（予定も含む）

品名、仕様、用途、予定金額（千円）、リースに出来ない理由及び選定理由書を記載してください。（複数ある場合は表をコピーして下さい）。

品 名	
仕 様	
用 途	
予定金額（千円）	

## 研究者データ

※研究に参加する人数分の様式(様式A-7)を追加し、作成下さい。

## 1. 氏名・年齢(生年月日)

ふりがな 氏名	年齢	生年月日(西暦)
こくど たろう 国土 太郎	45	1961年〇月25日

平成21年4月1日時点の年齢

## 2. (所属機関がある場合) 所属機関名・部署名・職名・連絡先

所属機関名 (勤務先)	〇〇大学	部署名	工学部 建設工学科
		職名	教授
連絡先	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 東京都港区〇〇5-3-2		TEL: 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
			FAX: 03-〇〇〇〇-1234
			E-mail: t.kokudo@oo.jp

## 3. 最終学歴

〇〇〇大学 工学科〇〇博士課程修了
-------------------

## 4. 研究歴(主な職歴と研究内容)

年月	職歴	研究内容
1970. 4	〇〇大学助手	〇〇コンクリート材料実験
1980. 8	〇〇大学教授	〇〇〇〇検証研究

## 5. 受賞歴、表彰歴

年 月	受賞名・内容
1980. 8	〇〇学会「〇〇技術研究賞」

## 6. 研究成果等

## ・主な研究論文及び著書

1)	鉄筋コンクリートの内部〇〇〇に関する研究報告(1998~2000年) 〇〇学会〇〇論文報告集
・特許等取得件数： 0 件 ・研究成果：研究報告「〇〇に関する調査報告、〇〇県」2001年5月	

## 7. 他の競争的資金制度、補助金等からの助成の有無

(財団法人の研究助成事業等、国以外が行っている助成制度も含む。)

研究制度名	研究開発課題名	研究資金の額 (単位：百万円)	研究期間	イフォート
〇〇制度 (△△省)	〇〇に関する研究開発	△△	H〇〇~ H〇〇	30%

## 8. 本研究開発課題に対するエフォート：

	ふりがな 氏 名	エフォート (%)
研究代表者		
共同研究者 1		
共同研究者 2		
共同研究者 3		

(注) エフォートは当該年度の研究者の全体時間を 100%とし、当該研究業務に必要とする時間の配分率を記入して下さい。

申請者氏名 国土 太郎

## 参加者名簿

## 申請者(助成研究者)

ふりがな 氏名	こくど たろう 国土 太郎	生年月日 (西暦)	1961年 ○ 月25日
所属(勤務先)			
連絡先	(〒○○○-○○○○) 東京都港区○○5-3-2	TEL: 03-○○○○-9876 FAX: 03-○○○○-9875 E-mail: t.koutu@oo.jp	

## 共同研究者

ふりがな 氏名	所属 (勤務先)	連絡先
こうつう たろう 交通 太郎	○□大学大学院○○工学科	TEL: 03-○○○○-9876 FAX: 03-○○○○-9875 E-mail: t.koutu@oo.jp
		TEL: FAX: E-mail:
		TEL: FAX: E-mail:
		TEL: FAX: E-mail:
		TEL: FAX: E-mail:
		TEL: FAX: E-mail:
		TEL: FAX: E-mail:
		TEL: FAX: E-mail:

注) 研究に参加する研究者全員が記載できるよう様式(様式B-1)を追加して下さい。



平成21年 ○ 月 ○ 日

建設技術研究開発費補助金承諾書

交付申請者の所属機関・職名、氏名

○○大学 工学部 建設工学科 教授 国土 太郎

研究開発課題名

○○骨材反応の○○による計測・補修システムの開発

(研究開発期間 平成20年度～平成21年度)

標記研究開発課題の共同研究者となることを承諾します。

共同研究者 所属機関・職名、氏名、印

○□大学大学院○○工学科

教授 交通 太郎

(注)

1. 本承諾書は、共同研究者が上記研究開発課題に関して、交付申請者との位置関係を明確にするもので、課題提案時に提出するものである。  
なお、補助金交付内定以降、新しく加わる研究開発組織に加わる共同研究者は、交付申請書又は交付決定内容変更承認申請書(様式は別途指定)とともにその都度提出すること。
2. 同一の研究開発課題について、複数の研究者が参加する場合は、共同研究者の所属機関・職名、氏名の欄に連記して差し支えない。

平成21年 ○ 月 ○ 日

建設技術研究開発費補助金承諾書 (所属機関用)

国土交通大臣殿

研究開発課題名

〇〇骨材反応の〇〇による計測・補修システムの開発

(研究開発期間 平成20年度～平成21年度)

所属機関・職名、氏名

〇〇大学 工学部 建設工学科 教授 国土 太郎

当機関に所属する上記の者が、標記の研究開発課題の〔交付申請者、共同研究者〕となることを承諾します。

所属機関長の職名、氏名 職印

〇〇大学 学長 ○□ ○〇

(注)

1. 所属機関長の職名・氏名、職印については、学部長又は研究所等の部局の長が承諾書に関する権限を委任されている時は、これらの部局の長の氏名、職印で差し支えない。
2. 本書における「承諾内容」は、下記の通りです。
  - ・当該研究開発を所属機関の業務（公務）の一部として行うこと。
  - ・当該研究開発を実施する際、所属機関の施設を使用すること。
  - ・当該研究開発の実施に際し、所属機関による経理等の事務的支援を受けられること。
3. 所属機関長は上記研究者の研究開発課題における立場・役割を交付申請者、共同研究者から選択して記載すること。
4. 同一の研究開発課題について、同一の機関から複数の研究者が参加しようとする場合は研究者の所属機関・職名、氏名の欄に連記して差し支えない。

なお、補助金交付内定以降、新しく研究開発組織に加わる共同研究者は、交付申請書又は交付決定内容変更承認申請書（様式は別途指定）とともに必ず提出すること。

## 所要経費の見込額

研究開発課題名 (〇〇骨材反応の〇〇による計測・補修システムの開発)

(単位：百万円)

※研究開発期間が3年の場合の例		資金計画			総額
実施年度		21年度	22年度	23年度	
経 費 見 込 額	総計	22.1	18.2	9.1	49.4
	直接研究費	17	14	7	38.0
	設備備品費	5.0	4.0	2.3	11.3
	(内容)				
	(例) 〇〇装置	5.0	4.0	2.3	11.3
	消耗品費	4.0	3.0	0.2	7.2
	旅費	4.0	4.8	0.2	9.0
	謝金	0	0	0.3	0.3
	賃金	0	1.0	1.1	2.1
	役務費	3.5	1.1	4.0	8.6
	委託費	0	0	0	0
	その他(内訳)	0.5	0.1	1.0	1.6
	印刷製本費	0	0.1	0.1	0.2
	通信運搬費	0	0	0	0
	光熱水料	0	0	0	0
	会議費	0	0	0.4	0.4
	労働者派遣事業者からの研究開発補助者派遣	0	0	0	0
	特許申請に必要な経費	0	0	0	0
	借料及び損料(リース料)	0.5	0	0.5	1.0
	(内容)				
(例)トラックレン	0.5	0	0.5	1.0	
間接経費(直接研究費の30%相当)	5.1	4.2	2.1	11.4	

(注)

- ・研究開発全体の所要経費及び項目ごとの所要経費について、見込額を記述してください。
- ・委託費が申請する補助額の50%を超える場合は、その理由書を添付してください。
- ・研究開発設備の購入経費が、補助額の90%を超える場合は、単なる設備購入の計画でないことの説明書を添付してください。

## 本研究開発に使用することを予定している主な既存設備

(○○骨材反応の○○による計測・補修システムの開発)

(1) ○○モデルの開発

設 備 名	所 有 機 関
●△測定器	○○大学

(2) ○○データベースの開発

設 備 名	所 有 機 関
○○材料実験装置	○○大学

(3) ○○解析システムの開発

- ・ (以下、研究項目毎に使用する既存設備を記載)

(注)

設備に関しては、必要に応じて適宜説明や参考資料を添付してください。



フェースシート (継続応募課題)

1. 研究開発分野

継続課題に応募される場合には、平成19年度もしくは平成20年度の応募時に申請した以下の区分のうち該当するものを選択してください。

(基礎・応用研究開発公募)

【平成19年度新規応募の場合】

- ①安全・安心な社会に向けて、②誰もが生き生きと暮らせる社会に向けて、③国際競争力を支える活力ある社会に向けて、④環境と調和した社会に向けて、⑤建設技術の高度化に向けて

【平成20年度新規応募の場合】

- ①安全・安心な社会に向けて、②誰もが生き生きと暮らせる社会に向けて、③国際競争力を支える活力ある社会に向けて、④環境と調和した社会に向けて

(実用化研究開発公募)

【平成19年度新規応募の場合】

- ①地震・津波・噴火・風水害・土砂災害等による被害の防止・軽減のうち、地域の防災・減災のための研究開発、②社会資本・建築物の維持・更新を最適化するための研究開発、③省資源で廃棄物の少ない循環型社会の構築、健全な水循環と生態系の保全のための研究開発のうち、自然環境などを活かし資源に転換するための研究開発、④そのた、地域の課題解決のための研究開発

【平成20年度新規応募の場合】

- ①ICTを活用した調査、設計、施工または、監督・検査に関する研究開発、②社会資本の維持管理の効率化に関する研究開発

(政策課題解決型技術開発公募)

- ①(調査・計画、設計、施工、維持管理を包含する)建設生産システムの生産性の向上に関する技術開発、②社会資本の戦略的維持管理に関する技術開発

2. 研究開発課題名

「○○○に関する研究開発」(当初の採択時の課題名を記載してください。)

3. 研究開発実施体制 (具体例な記載例は別紙を参照して下さい。)

(1) 交付申請者の氏名・住所等

○○ ○○

○○大学 ○○学部○○学科 教授

〒××××-××××× ○○市○○○1-2-3

(TEL: 0×-×××××-×××××、FAX: 0×-×××××-×××××、E-mail: ×××@×××××)

\*法人が交付申請者となる場合、代表住所等を記入してください。また、民間企業が提案する場合、直近の決算時の資本金○○○百万円、従業員数○○○人と追記してください。

(2) 共同研究者名 (研究開発に参加する全ての者の名前 (個人名、グループ名又は法人名))

△△ △△

△△大学 △△学部△△学科 教授

(3) 研究開発の実施場所の住所等（実施場所が機関に所属している場合には機関の名称を含む。複数ある場合には全てを記載してください。）

〇〇大学 〇〇学部  
〇〇市

4. 研究開発期間及び研究開発予算

H〇〇～H〇〇 〇〇百万円

5. 経理事務担当者

(経理事務担当者は、原則として、交付申請者の所属機関の公印を有する会計・経理担当者等とし、所属機関名、所属部署名、担当者名及び所属機関の住所等を記載してください。)

〇〇 〇〇

〇〇大学 総務部 会計係

〒×××-×××× 〇〇市〇〇〇1-2-3

(TEL: 0×-××××-××××、FAX: 0×-××××-××××、E-mail: ×××@××××)

6. 事務連絡先（審査結果の連絡等）

〇〇 〇〇

〇〇大学 〇〇学部 〇〇学科 教授

〒×××-×××× 〇〇市〇〇〇1-2-3

(TEL: 0×-××××-××××、FAX: 0×-××××-××××、E-mail: ×××@××××)

\* 事務連絡先については平日（月～金）に確実に連絡がとれる所を記載してください。

7. 他の競争的資金制度、補助金等からの助成の有無

(財団法人の研究助成事業等、国以外が行っている助成制度も含む。)

研究制度名	研究開発課題名	研究資金の額 (単位：百万円)	研究期間	エフォート
〇〇制度 (△△省)	〇〇に関する研究開発	△△	H〇〇～ H〇〇	30%

8. 本研究開発課題に対するエフォート：

	ふりがな 氏名	エフォート (%)
研究代表者		
共同研究者 1		
共同研究者 2		
共同研究者 3		

(注) エフォートは当該年度の研究者の全体時間を 100%とし、当該研究業務に必要とする時間の配分率を記入して下さい。

(様式C-2)

「研究目標の概要・成果の概要（括弧内に研究開発課題名を記載）」

平成20年度研究開発経費（補助額）：〇〇百万円

平成21年度研究開発経費（希望額）：〇〇百万円

交付申請者：氏名（機関名） 他共同研究者〇名

**【研究目標の概要】**

※ 研究開発の全体目標を記述してください。

**【昨年度までの研究成果の概要】**

※ ポイントを整理し簡潔な表現とし、ポンチ絵などを用いて、わかりやすく記述してください。

**【今年度の研究目標の概要】**

※ 今年度の研究開発の目標を記述してください。

**【今年度の研究内容の概要】**

※ ポイントを整理し簡潔な表現とし、ポンチ絵などを用いて、わかりやすく記述してください。

(様式C-2は全部で3枚以内としてください)



(様式 C-3)

「研究開発年次計画・経費の見込み」

単位：百万円

※ 研究開発期間が2年の場合の例

研究開発項目	平成20年度	平成21年度
<b>直接経費</b>	<b>17</b>	<b>14</b>
(1) ○○にデータ処理システム	←○○の分析 8→	←○○の検証 6→
(2) △△に関する予測システム	←○○の分析 3→	←△△システム構築 5→
(3) ○○補修方法の開発	←○○の検証 6→	←○○補修方法の開発 3→
<b>間接経費</b>	<b>5.1</b>	<b>4.2</b>
<b>合計</b>	<b>22.1</b>	<b>18.2</b>

(注)

- ・ 主な研究開発項目毎に記載して下さい。(線表の下に見積額を記入する)。
- ・ 間接経費は、直接研究費の30%相当で計上することになります。

## 研 究 課 題 の 予 算

1. 全体の内訳

(単位：百万円)

各研究にかかる費用を研究機関及び年度ごとにその大まかな内訳（設備備品費、消耗品費、旅費交通費）が分かるように記載して下さい。

記載例)

研究費総額    ××千円    (直接経費   ××千円／間接経費    ××千円)

【初年度】

(1) ○○モデルの開発    △△千円

    (内訳  設備備品費○○千円、消耗品費○○千円、旅費交通費○○円)

(2) ○○データベースの開発    ××千円

    (内訳  設備備品費○○千円、消耗品費○○千円、旅費交通費○○円)

(3) ○○解析システムの開発

    (内訳  ・・・・)

【二年目】

(1)・・・

2. 主な機器設備（設備備品）等の内訳

    50万円以上の設備品を購入される場合（予定も含む）

    品名、仕様、用途、予定金額（千円）、リースに出来ない理由及び選定理由書を記載してください。（複数ある場合は表をコピーして下さい）。

品 名	
仕 様	
用 途	
予定金額（千円）	

## 所要経費の実績及び見込額

研究開発課題名 (〇〇に関する研究開発)

(単位：百万円)

※研究開発期間が2年の場合の例				
実施年度		20年度 (実績)	21年度 (見込み)	総額
経 費 見 込 額	総計	16.9	13	36.4
	直接研究費	13	10	28
	設備備品費	7	4	12
	(内容)	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
	消耗品費	2	3	6
	旅費	0	0	0
	謝金	0	0	0
	賃金	0	0.5	0.5
	役務費	2.5	1.5	5.5
	委託費	0	0	0
	その他(内訳)	1.5	1	4
	印刷製本費	0.3	0.3	1.2
	通信運搬費	0	0	0.2
	光熱水料	0.5	0.5	1.3
	会議費	0	0.2	0.2
	労働者派遣事業者からの研究開発補助者派遣	0	0	0
	特許申請に必要な経費	0	0	0.4
	借料及び損料(リース料)	0.7	0	0.7
	(内容)	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
	間接経費(直接研究費の30%相当)	3.9	3	8.4

(注)

- ・研究開発全体の所要経費及び項目ごとの所要経費について、見込額を記述してください。
- ・委託費が申請する補助額の50%を超える場合は、その理由書を添付してください。
- ・研究開発設備の購入経費が、補助額の90%を超える場合は、単なる設備購入の計画でないことの説明書を添付してください。

## 研究成果公表等の状況

課 題 名 :

研究代表者 :

国の競争的資金においては研究開発成果を社会に還元させることを目的としており、特に建設技術研究開発助成制度においては、より国民生活に密接に関わる技術開発に対して補助を行うことから、研究開発成果の普及・活用状況について以下の調査項目に全てご回答頂きますよう宜しくお願い致します。

### 【研究開発成果としての事業化、製品化等の普及状況（予定も含む）】

(建設技術研究開発助成制度の研究開発成果として、どのように成果の普及を行っているのかを記載して下さい。)

### 【企業等とのタイアップ状況（予定を含む）】

(共同研究者ならびにその他成果の普及に関わる企業とのタイアップ状況を記載して下さい。)

### 【特許等、知的財産権の取得状況（予定を含む）】

(特許権、実用新案などの知的財産権の取得状況、出願状況について記載して下さい。)

### 【研究開発成果による受賞、表彰等を幅広く記載（提出予定も含む）】

(研究開発成果による学会、協会、大学、企業等による受賞・表彰等について記載して下さい。)

**【今後の当該研究の継続性について（予定を含む）】**

（本助成制度の研究開発課題について、研究の継続性についての展望（あるいは既に実施していること）を記載して下さい。）

**【研究成果発表等】**

	原著論文による 発表	左記以外の紙上 発表	口頭発表	合 計	備 考
国 内	件	件	件	件	
国 外	件	件	件	件	
合 計	件	件	件	件	

（注：既発表論文について記載し、投稿中の論文については括弧書きで記載のこと。また、その他の成果発表がございましたら備考欄に記載願います。）

**【主要雑誌・新聞等への研究成果発表】**

雑 誌 名	時 期	出版社

**【その他】**

（その他の取り組みについて自由記述）

「自己評価結果（括弧内に研究開発課題名を記載）」

総合評価

【評価】（a, b, cのいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

I. 目標達成度について

【評価】（a, b, cのいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

II. 研究開発計画について

【評価】（a, b, cのいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

III. 研究成果について

(1) 社会性

【評価】（a, b, cのいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

(2) 技術革新性

【評価】（a, b, cのいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

注)「評価」は、過年度分の成果について、別紙の「継続応募課題の自己評価項目及び評価基準」にしたがって記載してください。(なお、様式C-6は全部で1枚以内としてください)

## 継続応募課題の自己評価項目及び評価基準

<p><u>総合評価</u></p> <p>評価の観点： ・以下の項目を総合的に評価</p>	<p>a：非常に優れた研究であった。 b：優れた研究であった。 c：優れた研究ではなかった。</p>
<p><u>I. 目標達成度</u></p> <p>評価の観点： ・当初の目標を達成することができたか。</p>	<p>a：十分達成した。 b：概ね達成した。 c：達成しなかった。</p>
<p><u>II. 研究開発計画</u></p> <p>評価の観点： ・研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。</p>	<p>a：適切であった。 b：おおむね適切であった。 c：不適切であった。</p>
<p><u>III. 研究成果</u></p>	
<p><u>(1) 社会性</u></p> <p>評価の観点： ・社会的ニーズがあり、地域社会の生活、経済活動等への波及効果が期待できるか。</p>	<p>a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。</p>
<p><u>(2) 応用性・革新性</u></p> <p>評価の観点： ・技術開発の成果が実用化されることにより、他地域への応用性が図られるか。また、既存の建設分野の技術に比べて相当程度の技術革新が図られるか。</p>	<p>a：十分図られる。 b：概ね図られる。 c：図られない。</p>

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）  
による応募について



1. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、Reserch and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Erectric（電子）の頭文字を冠したものです。

2. 府省共通研究開発管理システムの操作方法に冠する問い合わせ先

本制度に関する問い合わせは、従来通り国土交通省大臣官房技術調査課にて受け付けます。府省共通研究開発管理システムの操作方法に関する問い合わせは、ヘルプデスクにて受け付けます。

国土交通省のホームページ及び府省共通研究開発管理システムのポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）をよく確認の上、問い合わせてください。

なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

- 国土交通省大臣官房技術調査課のホームページ

<http://www.mlit.go.jp/tec/>

- e-Rad ポータルサイト

<http://www.e-rad.go.jp/>

（問い合わせ先一覧）

制度・事業に関する問い合わせ及び提出書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	建設技術研究開発助成制度 大臣官房技術調査課 助成制度評価委員会事務局	03-5253-8111（代表） （内線 22343、22346） 03-5353-1536（FAX）
府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム （e-Rad）ヘルプデスク	0120-066-877 （受付時間帯） 午前 9：30～午後 5：30 ※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

3. 府省共通研究開発管理システムの使用に当たっての留意事項

- ① 府省共通研究開発管理システムによる応募

操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp/>）から

参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

## ②システムの利用可能時間帯

平日 : 6:00～翌午前 2:00

日曜日 : 18:00～翌午前 2:00

ただし、上記サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。

※国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）に関わらず、上記時間帯はサービスを行います。



## ③研究機関の登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、所属する研究機関及び参画する研究分担者の所属する研究機関は応募時まで登録されている必要があります。

研究機関の登録方法については、ポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

(ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。)

## ④研究者情報の登録

本制度に応募する研究代表者および研究に参画する研究分担者は研究者情報を登録し、システムログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

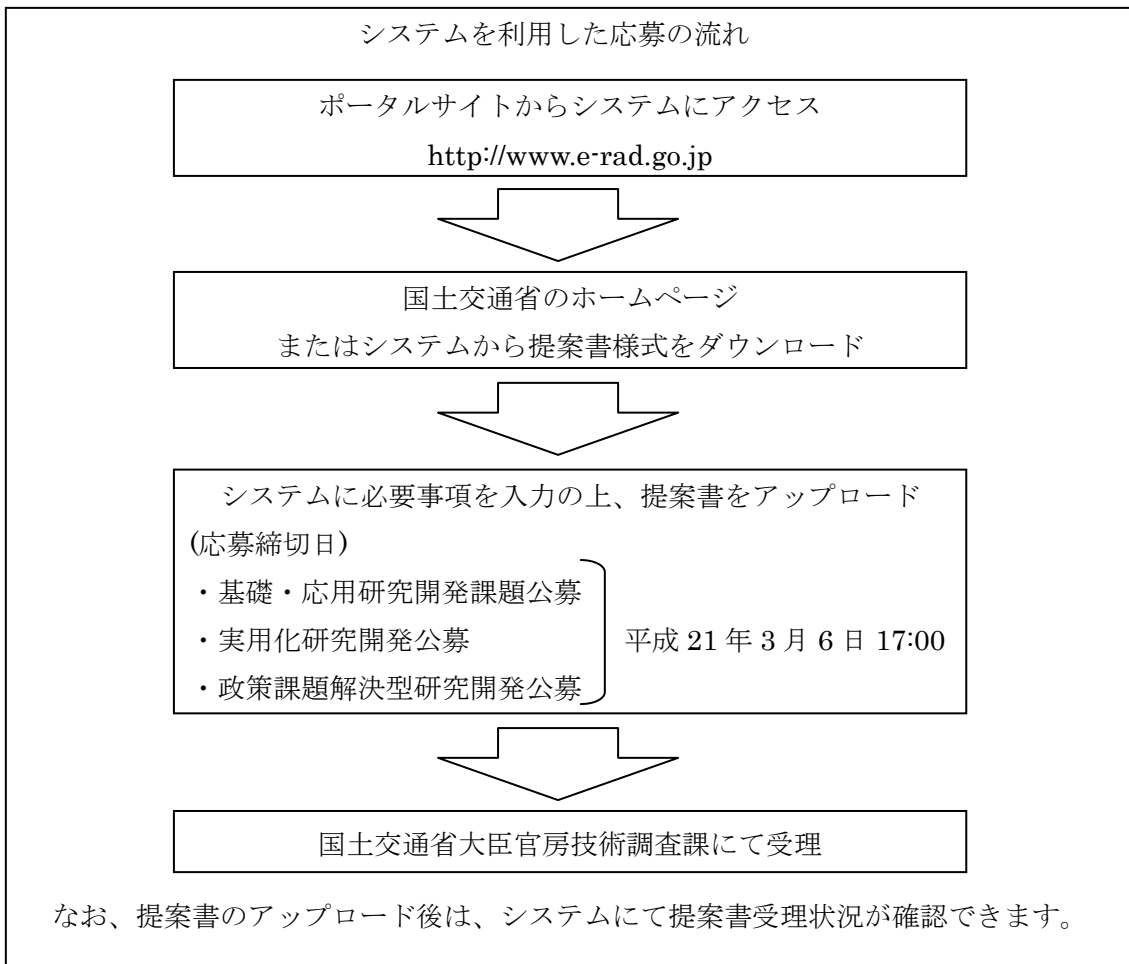
所属研究機関に所属している研究者の情報は所属研究機関が登録します。

所属研究機関に所属していない研究者の情報は、府省共通研究開発管理システム運用担当で登録します。必要な手続きはポータルサイトを参照してください。

⑤個人情報の取り扱い

応募書類に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）する他、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を經由し「内閣府の政府研究開発データベース」へ提供します。

4. システムを利用した応募の流れ



5. 提案書類の注意事項

ポータルサイト	<a href="http://e-rad.go.jp/">http://e-rad.go.jp/</a>												
提出締切日	<p>【基礎・応用研究開発公募】 平成 21 年 3 月 6 日（金） 17 : 00</p> <p>【実用化研究開発公募】 平成 21 年 3 月 6 日（金） 17 : 00</p> <p>【政策課題解決型研究開発公募】 平成 21 年 3 月 6 日（金） 17 : 00</p>												
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システムの 利用方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムを利用の上、提出してください。システムの操作マニュアルは、上記ポータルサイトよりダウンロードできます。</li> <li>本制度内容を確認の上、所定の様式をダウンロードしてください。</li> <li>提案書類（アップロードファイル）は「Word」、「一太郎」、「PDF」のいずれかの形式にて作成し、応募してください。「Word」、「一太郎」、「PDF」のバージョンについては、ポータルサイトを参照してください。</li> <li>提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、ポータルサイトの操作方法を参照してください。</li> <li>アップロードできるファイルの最大容量は下表の通りです。それを超える容量のファイルは国土交通省に問い合わせてください。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="592 1514 1222 1809"> <thead> <tr> <th>ファイル</th> <th>最大サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公募</td> <td>3 Mbyte</td> </tr> <tr> <td>交付・委託契約手続き</td> <td>1 Mbyte</td> </tr> <tr> <td>成果概要</td> <td>3 Mbyte</td> </tr> <tr> <td>成果報告書</td> <td>5 Mbyte</td> </tr> <tr> <td>実績・完了報告書</td> <td>1 Mbyte</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>提案書類は、アップロードを行うと、自動的に PDF ファイルに変換します。</li> <li>外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性があります。</li> </ul>	ファイル	最大サイズ	公募	3 Mbyte	交付・委託契約手続き	1 Mbyte	成果概要	3 Mbyte	成果報告書	5 Mbyte	実績・完了報告書	1 Mbyte
ファイル	最大サイズ												
公募	3 Mbyte												
交付・委託契約手続き	1 Mbyte												
成果概要	3 Mbyte												
成果報告書	5 Mbyte												
実績・完了報告書	1 Mbyte												

	<p>ますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、ポータルサイトを参照してください。</p> <p>&lt;所属研究機関を経由する場合&gt;</p> <p>研究者が所属研究機関へ提出するまでは、提案内容を修正することが可能です。</p> <p>所属研究機関へ提出した時点で、修正することができません。修正する場合は、所属研究機関へ修正したい旨を連絡してください。</p> <p>&lt;所属研究機関を経由しない場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 研究者が国土交通省大臣官房技術調査課へ提出するまでは提案内容を修正することが可能です。提出した時点で修正することができなくなりますのでご注意ください。</li><li>・ 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない提案書類は無効となります。提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、所属研究機関まで至急連絡してください。所属研究機関に所属していない研究者は、ヘルプデスクまで連絡してください。</li><li>・ 提案書の受理状況は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。</li></ul>
--	---